

令和2年分(2020年分)所得税確定申告から

青色申告特別控除額 基礎控除額

が変わります！

【改正1】

個人の方の所得税について

- ・ **青色申告特別控除額**が変わります！
(現行 65万円 ⇒ 改正後 **55万円**)
- ・ **基礎控除額**が変わります！
(現行 38万円 ⇒ 改正後 **48万円**)

更に

【改正2】

「(改正後) 55万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・ **e-Taxによる申告(電子申告)**または**電子帳簿保存**を行なうと、引き続き**65万円の青色申告特別控除**が受けられます！

※以上の改正は、**令和2年分(2020年分)以後の所得税**について適用されます。

◎10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様になります。

【当所からの注意事項】

青色申告特別控除を受けるためには、e-Taxによる申告(電子申告)を行なうことが必要です。当所では、決算・申告相談日に合わせ、派遣税理士の方による『電子申告(e-Tax)代理送信』を行なっていますので、お気軽にご相談ください。(税務署のパソコンによる電子送信では、65万円の青色申告特別控除は受けられません。) **※申告の際には、マイナンバーの記載が必要です。**



【新型コロナウイルス対策について】

当相談会は、新型コロナウイルス感染予防対策を講じて開催します。皆様のご協力をお願いします。

○3密を避けるため、会場内の人数制限を行ない、**事前予約制**とさせていただきます。

○受付時に検温(非接触型)を行ないます。ご協力を、お願いいたします。

※体温が37.5℃以上の方、来所をお断りさせていただきます。

○発熱、せき、息苦しさなどの呼吸器症状や、強いだるさ(倦怠感)がある方、その他、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方等、該当する点がある方は来所をお控えください。

○来所の際は、マスク着用、こまめな手洗いや消毒液のご利用など、感染症予防対策へのご協力をお願いします。(相談中は、必ずマスクの着用をお願いいたします。)

